

（一社）全国スーパーマーケット協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和元年12月9日

一般社団法人 全国スーパーマーケット協会

1. これまでの取組（周知・啓蒙等）

- ・ 2018年に行われた理事会での承認を経て、通常総会において議案書に行動計画案を提示。全会一致で承認された。
- ・ 2019年3月に開催した通常総会にて、会員企業への周知・浸透を図り、今後独自の自主行動計画の策定を啓蒙。

⑤経済産業省通達による適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画の作成及び会員への周知

※経済産業省より、協会にて適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画を作成の上、会員各社へ周知する旨の通達を受け、以下の自主行動計画（案）を作成。会員へ周知する予定。

適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画（案）

一般社団法人新日本スーパーマーケット協会

背景・目的

小売業は、国民のより豊かな生活の実現に寄与するとともに、多くの雇用を抱える日本経済を支える重要な産業であり、災害時には、地域のライフラインとしての機能も期待されています。また近年、多様なお客ニーズにも、生産・製造から流通に関わるお取引先様などとの連携により対応してまいりました。

しかしながら、小売業をはじめとした製・配・販の各業界は、少子・高齢化、人口減少など、直面する課題が大きく変化しており、取り巻く環境は非常に厳しくなっています。このような状況下では、製・配・販が適切に連携し、新たな課題に対処することが重要です。

また、物流、システム関連の企業、団体なども、それぞれの得意な分野を生かし、最適な体制を構築することが求められます。多くの企業・団体との相互の信頼関係に基づく取り組みにより、国民生活の向上に資することが必要不可欠です。

こうした中、平成29年3月には、農林水産省において「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～」が作成され、当業界においても本ガイドラインの周知徹底に努めてきました。

また、われわれ一般社団法人新日本スーパーマーケット協会においては、これまで、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独禁法）の遵守をはじめ、各種法令の遵守を会員企業に徹底してまいりました。今般、経済産業大臣の掲げる「未来志向型の取引慣行にむけて」や、その一環として改正された下請代金支払遅延防止法に関する運用基準（以下、運用基準）、下請中小企業振興法に基づく振興基準（以下、振興基準）、下請代金支払手段に関する通達等を踏まえ、特に中小企業に対して配慮した適正取引をさらに一歩進めることが求められています。また、適正取引に向けての取り組み姿勢を効果的に各層での取引に浸透させることも含め、ここに「適正取引の推進と生産性・付加価値の向上に向けた自主行動計画」を取りまとめることにいたしました。

この自主行動計画では、親事業者及び下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行を普及・定着させる観点から、価格決定方法、コスト負担の在り方、支払い方法といった政府が掲げる重点課題や、食品製造業・小売業の適正取引ガイドラインなどに対する、当協会の姿勢を示すこととしています。



2. 令和元年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和元年10月2日～11月30日
- ・ 調査企業：全国スーパーマーケット協会
正会員 300社対象
- ・ 回答企業：17社（前年度45社）
- ・ 回答率：5.7%（前年度15.0%）
- ・ 概観：
 - ✓ 単価の決定・改定にあたっては、双方で協議を重ね、各要因を反映する姿勢がみられる。
 - ✓ 今後の課題として、双方が納得できる根拠のとり方と担当者の知識向上をあげる声が多い
 - ✓ ほぼすべての企業が、下請け代金を現金で支払っている

3. 令和元年度フォローアップ調査結果と分析

設問18 2019年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議の結果を踏まえ、双方合意の結果を反映できたと考える項目をお答えください。

- ・昨年度と同様に、全ての項目について「概ね反映できた」と回答した企業が多かったが、昨年度と比べ割合は低くなった。
- ・一方で、「一部反映できた」や「反映できなかった」と回答した企業の割合は、高くなった。

発注側	2019年度（15社）			2018年度（42社）		
	概ね反映できた	一部反映できた	反映できなかった	概ね反映できた	一部反映できた	反映できなかった
①原価低減活動の効果	8社(53%)	2社(13%)	3社(20%)			
②労務費の変動	7社(47%)	3社(20%)	4社(27%)	27社(64%)	3社(7%)	6社(14%)
③原材料価格の変動	8社(57%)	5社(36%)	1社(7%)	26社(62%)	9社(21%)	1社(2%)
④エネルギー価格の変動	7社(47%)	5社(33%)	2社(13%)	20社(48%)	7社(17%)	4社(10%)

3. 令和元年度フォローアップ調査結果と分析

<狭義>

設問20 取引対価の決定にあたって、より円滑な協議を行うための課題をお答えください。

- ・昨年度と比べ、「ルールやマニュアルの浸透、運用の徹底」を課題と考える企業は減少したが、「自社の調達担当者等の知識の向上」を課題と考える企業が増加した。
- ・また、昨年度と同様に、「双方が納得できる根拠のとり方」を課題と考える企業は多かった。

※ 回答企業は両年度「発注者側の立場」

	2019年度 (16社)	2018年度 (15社)
実効的なルールやマニュアルの策定、明確化	7社	6社
ルールやマニュアルの浸透、運用の徹底	5社	10社
受注側企業の理解	6社	5社
貴社の調達担当者等の知識の向上	12社	6社
受注側企業の営業担当者の交渉力や説明能力の向上	4社	
双方が納得できる根拠のとり方	12社	10社
第三者的な調整の仕組み	2社	0社
協議記録の保存	3社	5社

3. 令和元年度フォローアップ調査結果と分析

設問26 下請代金を手形等で支払っている（支払われている）割合はどれくらいですか。

- ・昨年度はすべての企業が「すべて現金払い」であったが、今年度「すべて手形払い」と回答した企業が1社あった。

設問28 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。

- ・「すべて手形払い」と回答した1社について、サイトは60日以内と回答。

※ 回答企業は両年度「発注者側の立場」

設問26	2019年度 (16社)	2018年度 (18社)
全て現金払い	15社	18社
10%未満	0社	0社
10～30%未満	0社	0社
全て手形払い	1社	0社

4. 今後の取組

- ・ 協会ホームページへ掲載し、会員企業へ自主行動計画の趣旨や取組について、周知・浸透を図る。
- ・ 各種イベント等において、本協会の取組として自主行動計画を紹介し、会員企業への認知徹底を図る。
- ・ 適正取引に係るセミナー等を開催し、各社の調達担当者の知識向上を促進する。
- ・ 引き続き、会員企業に独自の自主行動計画策定を啓蒙していく。

【ホームページ】



【各種イベントやセミナー】

